

国際ロータリー第 2730 地区青少年育成基金規約

序文

この基金（以下「本基金」という）は、第 2730 地区（以下「地区」という）の初めてのこのころみとして、東部分区（当時、現グループ）8 ロータリークラブ（鹿屋、串良、鹿屋西、志布志、かのや東、きもつき、南九州大崎、志布志みなと）の推薦により誕生した田中ガバナーのもと、東部分区会員（295 名）の物心両面の協力と地区ロータリー会員の支援により開催された、地区大会の余剰金を原資として、次世代を担う青少年（以下「新世代」という）の健全育成を目的として、本規約を制定する。

（名称）

第 1 条 本基金は、地区青少年育成基金と称する。

（目的）

第 2 条 本基金は、新世代の健全な心、思いやりのあるリーダーシップ並びに国際的感性を育成するための地区及び地区内ロータリークラブの奉仕活動（第 8 条のプロジェクト）を助成することを目的とする。

（基金）

第 3 条 本基金は、前条の目的を達成するために、地区内ロータリークラブ会員の善意の寄付、各クラブの周年記念、地区大会記念、この目的に賛同する個人又は企業の寄付及び地区資金決算の余剰金のうち、ガバナーが承認した金額によるものとし、地区資金を単に増額するものであってはならない。

（管理）

第 4 条 本基金の管理は、当該年度のガバナー事務所が行う。

（運営）

第 5 条 本基金の運営のため、地区に青少年育成基金委員会（以下「基金委員会」という）を置く。基金委員会は、次の構成で、委員の任期は 1 年とする。

- （1）委員長にはガバナーが就任し、本基金を代表するとともに運営を統括する。
- （2）副委員長には直前ガバナーが就任し、委員長を補佐する。

(3) 委員には、ガバナーエレクト、ガバナーノミネー、地区幹事、地区財務委員長、次期地区幹事が就任する。

(4) 基金委員会は、毎年度1月に開催する。

(委員全員の同意を得た場合は書面による開催ができる)

(会計)

第6条 本基金は、特別会計とする。

第7条 本基金の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月末日とする。

(事業及び支出)

第8条 本基金の助成金は、地区内の新世代育成活動（以下「プロジェクト」という）を支援する

ため、次の基準をすべて満たしたものについて、助成金として支出することができる。

(1) 地区、地区内ロータリークラブが事業主体となって、計画したプロジェクトであること。

(2) 新世代を対象範囲としたプロジェクトであること。

(3) 地域社会にとって望ましい成果が得られるプロジェクトであること。

(4) 選考は新規申請クラブ、新規申請プロジェクトを優先する。

第9条 事業主体の責任者は、毎年12月末日までに当該年度で実施済又は計画したプロジェクトを、所定の用紙に記入し、地区のプロジェクトは部門長、地区内ロータリークラブは、ガバナー補佐を経由のうえ基金委員会へ提出し、助成の申請をする。

申請されたプロジェクトは基金委員会で審査し、地区への寄与率などを勘案して決定する。

第10条 助成金の総枠は、原則として年額100万円以内とし、一プロジェクトあたりの事業費（飲食費を除く）の50%を助成する。但し、20万円を限度とする。

(1) 助成金は3月末までに交付する。

(2) 助成金を受けたプロジェクトについては、事業主体の責任者が実施報告書と決算報告書を6月末日までに基金委員会へ提出する。

(3) 助成を受けたプロジェクトを実施しなかったときは、6月末日までに理由書をつけて助成金を基金委員会へ返還する。

第11条 基金委員会は、当該年度の本基金の決算を地区監事の監査を受けて、地区決算承認会議に報告し、承認を受けるものとする。

第12条 本規約を改正するときは、基金委員会で審議し、改正年度の地区予算承認会議で承認を受けるものとする。

(附則)

1. 本規約の施行は、田中ガバナー年度決算承認会議で承認されたときとする。
2. 当初の基金総額は、田中年度地区大会余剰金5,539,106円及び地区資金予備費金460,894円の合計金600万円とする。
3. 本基金の総額が100万円以下となった場合は、基金委員会で第3条の寄付の動向を確認し、本基金の解体か継続を確定する。
4. 解体の場合の残金は、地区資金へ組み入れる。
5. 2018年度にて、当国際ロータリー第2730地区青少年育成費の残額の内200万円を国際ロータリー第2730地区運営基金に繰り入れる。